



2019年12月24日

各位

会社名 東海カーボン株式会社
代表者名 代表取締役社長 長坂 一
(コード：5301、東証第1部)
問合せ先 理事財務経理部長 佐藤 昭彦
(TEL. 03-3746-5155)

新規劣後特約付ローンによる資金調達に関するお知らせ

当社は、本日、劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」という。）による総額250億円の資金調達についての契約を締結しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本劣後ローン契約の目的と背景

当社は、2019年7月29日付「炭素黒鉛製品メーカーCOBEX HoldCo GmbH等の子会社化完了及び商号変更に関するお知らせ」にて公表したとおり、COBEX HoldCo GmbH及びそのグループ会社であるCOBEX GmbH、COBEX Polska sp. z. o. o.、及びCOBEX (Shanghai) Ltd.（以下、COBEX社等）の全株式を取得し子会社としております。

2019年6月17日付「炭素黒鉛製品メーカーCOBEX HoldCo GmbHの株式取得に関するお知らせ」にて公表したとおり、COBEX社等の株式取得に係る資金について、安定的な流動性確保と財務の健全性維持を考慮した資金調達手段として、ハイブリッドファイナンス等による調達を含めて検討してはいたしましたが、今般、COBEX社等の株式取得のために調達した借入金の返済資金の一部に充当することを目的として本劣後ローンによる資金調達を決定致しました。

尚、2019年10月21日付「公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり、ハイブリッドファイナンスによる資金調達は、2019年12月4日付にて条件決定した劣後特約付社債にて250億円調達済みで、本劣後ローン250億円とあわせて、予定通り総額500億円を調達することになります。

2. 本劣後ローンの概要

(1) 調達総額	250 億円
(2) 契約締結日	2019 年 12 月 24 日
(3) 実行日	2019 年 12 月 27 日
(4) 最終弁済期限	2049 年 12 月 27 日
(5) 期限前弁済	2026 年 12 月 27 日及び 2026 年 12 月 27 日以降の各利払日、または実行日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が発生している場合には、当社の選択により期限前弁済可能
(6) 借換制限	<p>当社は、期限前弁済を行う日以前 12 ヶ月間に、借換証券（普通株式または本ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た証券もしくは債務）により、借換必要金額（当該期限前弁済を行う本ローンの元本金額に 50% を乗じて、当該借換証券の資本性を百分率に換算した値で除して算出される金額）につき資金を調達していない限り、本ローンの期限前弁済を行わないこと意図している。</p> <p>なお、期限前弁済可能日以降において、以下①の要件を満たす場合には、以下②の要件を満たす金額を評価資本相当額から控除することができる。</p> <p>① 直近連結ネットデット・株主資本レシオが 0.0 倍以下の場合</p> <p>② 2019 年 9 月末からの連結株主資本増加額（リプレースメントを見送った劣後債や劣後ローンがある場合などにはその金額を控除する）に 50% を乗じた金額</p>
(7) 利払日	毎年 6 月及び 12 月の末日並びに満期日
(8) 利払の任意停止	当社は、ある利払日において、その裁量により、本劣後ローンの利息の全部または一部の支払を繰り延べることができる
(9) 劣後特約	<p>債権者は当社の清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続またはこれらに準ずる外国における手続において、劣後請求権を有するものとする。</p> <p>本契約の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権（本ローンと実質的に同一の劣後条件を付された債権）の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。</p>
(10) 取得格付	B B B（株式会社格付投資情報センター）
(11) 資本性	「クラス 3、資本性 50%」（株式会社格付投資情報センター）
(12) 貸付人	株式会社三菱UFJ銀行、他 15 社

以上